

平成27年3月31日開催

第 34 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第34回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年3月31日(火) 午前10時00分
2. 開催場所 新ひだか町コミュニティセンター 1階 集会室
3. 出席委員 21 人 (欠席委員3名)

1 番	安田悦郎	出	1 3 番	西村和夫	出
2 番	若生良一	出	1 4 番	橋本孝	出
3 番	渡辺一隆	出	1 5 番	前川達哉	出
4 番	松本俊博	出	1 6 番	酒井博幸	出
5 番	白井康博	出	1 7 番	川端義雅	出
6 番	藤原俊哉	出	1 8 番	中道邦博	出
7 番	土居正広	出	1 9 番	吉田武英	出
8 番	小林嘉弘	出	2 0 番	前川端幸	出
9 番	小口隆弘	欠	2 1 番	川見久篤	出
1 0 番	山水上敏	出	2 2 番	野上義夫	出
1 1 番	水橋本義	出	2 3 番	金表森一	出
1 2 番	岡田猛	出	2 4 番		出

## 4. 出席事務局職員

事務局長 池田孝義  
主 幹 二本柳浩一  
主 査 神谷貴史

## 5. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 現況確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第6号 平成26年度農業委員会活動計画の点検・評価結果及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について

議案第7号 平成27年度の下限面積の確認について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、平成27年3月31日招集、第34回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。          なお本日の欠席者は、9番山口隆弘委員・14番橋本孝博委員・15番前川達哉委員の3名でありまして、それぞれ欠席の旨、通知がありましたので、ご報告いたします。          以上により、出席委員は24名中21名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第21条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることをご報告いたします。          総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>挨拶</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。           【異議なしの声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、20番前谷武志委員、21番川端英幸委員をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より報告第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第1号の議案書をご覧下さい。農地法第18条第6項の規定による解約通知については、2件です。議案書をもとに説明します。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第1号1番を議案書をもとに朗読】</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。          (質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>採決いたします。報告第1号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。(異議なしの声多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数ですので、報告第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に事務局より、報告第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第1号2番を議案書をもとに朗読】</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。          (質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>採決いたします。報告第1号2番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。(異議なしの声多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数ですので、報告第1号2番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>12番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に報告第2号、現況確認についてを、議題といたします。          なお、報告第2号1番の審議の前に、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。          (●●番●●委員 退室)          事務局より報告第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第2号の議案書をご覧ください。現況確認については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第2号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>順位1番ですが、公簿地目が山林の現況地目が畑ですが、当該地では十数年前まで牧草が作付けされてましたが、今後作付けする見込みがなく、現況を農地・採草放牧地以外とするために願出がされました。          昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたが、現況が、農地・採草放牧地以外で妥当である旨の意見をいただいております。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>報告第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。          (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。報告第1号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。          (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第2号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。それでは、報告第2号1番の審議が終了しましたので、●●番●●委員の入室を認めます。          (●●番●●委員 入室)</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>12番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については5件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。          (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。          (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。</p>

議長 次に事務局より、議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。  
なお、議案第1号2番及び3番の審議の前に、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。  
(●●番●●委員 退室)

事務局 それでは、議案第1号2番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

5番 議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第1号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

5番 議案第1号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号3番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号3番はこれを許可相当と決定いたします。  
それでは、議案第1号2番及び3番の審議が終了しましたので、●●番●●委員の入室を認めます。  
(●●番●●委員 入室)

議長 次に事務局より、議案第1号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
5番	議案第1号4番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号4番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号4番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に事務局より、議案第1号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第1号5番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の5ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
7番	議案第1号5番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号5番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号5番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、こちらは良好な農地にすることを目的とした砂利及び土砂採取のための、一時転用の案件です。 申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
3番、6番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。
議長	次に事務局より、議案第2号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位2番ですが、本案件は家畜の頭数が増加したため、厩舎及び農業用の倉庫を新築するもので、申請地は、放牧地に近接しており営農管理上最適地であると判断し選定されています。申請地は主に採草地であります。営農に支障がないよう配慮されています。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えられます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号2番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。
議長	次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

11番 議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について決定といたします。

議長 次に、関連性がありますので、事務局より議案第3号2番及び3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号2番及び3番を議案書をもとに朗読】

事務局 本案件は新規就農に係る内容ですので、別添の新規就農者に係る参考資料により補足説明いたします。  
●●さんは、●●出身の●●歳です。三石地区で施設花きの生産により新規就農するため、農地を借り受けたいものです。  
営農品目は、施設花きでデルフィニウムなどに取組まれます。施設規模は、70坪ハウス4棟、50坪ハウス1棟の計5棟で開始されます。目標所得は3年後に約●●万円、5年後に約●●万円です。研修歴及び勤務歴ですが、平成9年から約3年間、●●の花き農家に従事され、その後、平成12年から現在まで●●で花き農家を経営されております。従いまして、花きの生産に通算で18年間携わられており、経験及び技術は十分持っているものと思っております。  
昨年の秋以降、当町の農業実験センター、みつし農協と相談を重ねられ営農計画も立てられており、三石地区での花き生産に向けて準備を進めてこられました。  
なお、目標の所得については、新ひだか町が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で掲げている、新規就農者の5年後の目標所得205万円程度を満たしております。  
以上、計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページと2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
最後に付け加えますが、農地の経営面積の下限面積について、当農業委員会は北海道に準じて2ヘクタール以上の経営面積がなければなりません。施設園芸・施設栽培においては2ヘクタール未満でも要件を満たすものとしておりますので、申し添えます。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第3号2番及び3番については、事務局の説明のとおりです。



議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番及び3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番及び3番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 本案件も新規就農に係る内容ですので、別添の新規就農者に係る参考資料により補足説明いたします。  
●●さんは、●●出身の●●歳です。三石地区で施設及び露地花きの生産により新規就農するため、農地を借り受けたいものです。  
営農品目は、施設及び露地花きでデルフィニウムなどに取り組みます。施設規模は、100坪ハウス2棟、70坪ハウス1棟、55坪ハウス1棟、露地60坪の計385坪で開始する計画です。目標所得は3年後に約●●万円、5年後に約●●万円です。研修歴ですが、平成25年4月から当町の農業実験センターにおいて花きの栽培研修をされて、2年間の研修を終えられております。  
昨年の秋以降、当町の農業実験センター、みついし農協と相談を重ねられ営農計画も立てられており、三石地区での花き生産に向けて準備を進めてこられました。  
なお、目標の所得については、新ひだか町が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で掲げている、新規就農者の5年後の目標所得205万円程度を満たしております。  
以上、計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
最後に付け加えますが、農地の経営面積の下限面積について、当農業委員会は北海道に準じて2ヘクタール以上の経営面積がなければなりません、施設園芸・施設栽培においては2ヘクタール未満でも要件を満たすものとしておりますので、申し添えます。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第3号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第3号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号5番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号5番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より、議案第3号6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。  
なお本案件は、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限にあたりますが、本日は欠席されておりますので審議を続けます。

事務局 【議案第3号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第3号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号6番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号6番の集積計画について決定といたします。

議長	次に事務局より、議案第3号7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号7番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の4ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
1番	議案第3号7番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号7番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号7番の集積計画について決定といたします。
議長	次に議案第4号、農業振興地域における農用区域の変更等に係る意見についてを、議題といたします。事務局より、議案第4号順位1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用区域の変更については、用途変更の1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、事業計画地は現在農用地として利用されておりますが、この度、家畜頭数が増加したため、農業用施設を新築するものです。計画面積が200㎡を超える案件のため、議案第2号2番で審議いただきました農地法第5条の申請とあわせて、農業振興地域の農用区域内の案件のため、町より用途変更について意見を求められているものです。 なお、計画地は軽種馬の営農管理上、放牧地に面した作業効率の良い、利便性の高い場所が選定されています。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行ってください、過大な転用ではないこと及び農業用施設としての必要性を確認し、用途の変更について適当であるとの意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長	次に議案第5号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。事務局より議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については計4件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、周囲が宅地に囲まれた農用地区域外の狭隘な土地であり、生産性も見込めず、現在、今後も営農作付する見込みがないため、この度、非農地へ地目変更登記のため証明が出されたものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
18番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に事務局より、議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、宅地が連たんしている農用地区域外の狭隘な土地であります。この度、非農地に地目変更登記し土地を処分するため、証明の願いが出されたものです。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、現在、今後も営農作付する見込みがないことから、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
13番	議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長	次に事務局より、議案第5号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号3番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、宅地に隣接した狭隘な土地で、相続農地であります。この度土地の処分に伴い、現在、今後も営農作付けをする見込みがないことから、証明の願いが出されたものです。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
12番	議案第5号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号3番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に事務局より、議案第5号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号4番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は周囲が山林に囲まれた土地で、山と山に挟まれた細長い狭隘な土地であります。十数年以上肥培管理がされておらず、申請人の夫が生存中も高齢のため肥培管理は困難でありました。夫亡きあとも、申請人も高齢のため肥培管理ができない状況でありました。この度、相続農地を処分するにあたり、現在、今後においても営農作付が困難な状況であるため、証明の願いが出されたものです。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第5号4番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号4番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に議案第6号、平成26年度農業委員会活動計画の点検・評価結果及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定についてを、議題といたします。 事務局より議案第6号について議案及び別添資料の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第6号、平成26年度農業委員会活動計画の点検・評価結果及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の適否について、ご審議を願います。 議案書及び別添資料をもとに説明します。

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>【議案第6号を議案書及び別添資料をもとに朗読】</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 (質問、意見なし)</p> <p>それでは、採決いたします。議案第6号について、適当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第6号については、適当と決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第7号、平成27年度の下限面積の確認についてを、議題といたします。事務局より議案第7号の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第7号、平成27年度の下限面積の確認についてご審議を願います。議案書及び別添資料をもとに説明します。</p> <p>【議案第7号を議案書及び別添資料をもとに朗読】</p> <p>下限面積は、年に1回、審議決定することとなっており、地域に応じた下限面積もできることとなっております。当委員会は現行のまま、2haと設定し、ただし集約的農業、例えばミニトマトのハウス栽培及び花きのハウス栽培等については、2ha以下でも許可する場合がありますこと、設定したいと考えており、提案いたします。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>それでは、採決いたします。議案第7号について、適当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第7号については、適当と決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。  (発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第34回総会を閉会いたします。 (終了時刻 午前11時03分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>平成27年3月31日(議事録調整日 平成27年4月8日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p>